

# ソ同盟經濟における蓄積

—蓄積における取引税の役割—

野々村 一雄

## I 問 題

### II 蓄積ファンドとしての取引税の本質

#### I. 問 題

ソ同盟の取引税 *налог с оборота*; *turn-over tax*; *Umsatzsteuer* については、従来、多くの議論がある。1930年に制定されたこの税について、反ソヴェートないし非ソヴェートの經濟學者の多くは、それが、大衆課税であり、物價を追加的に高め、ソヴェート民衆の生活を不當に壓迫し低下させるものであると説いている<sup>1)</sup>。この議論については、多くの難點がある。というのは、ソヴェート同盟では、生産手段の社會化によって、直接財産税の主要な財源は失われてしまっているため、資本主義諸國の租税収入における、直接財産税と間接消費税との比重という問題は、全然意味をもたないのである。ただ、個人所得税と大衆消費税との比較については、問題が残る。というのは、ソ同盟では、あとでのべるように、租税収入のなかで、個人所得税として徴収されるものが比較的少く、取引税の比重が大きいから、一方で、軽い個人所得税によって、國民の負擔を少くしておいて、「大衆間接消費税」で追徴しているという非難は、一見、妥當性を有するかに見える。取引税を間接大衆消費税とみれば、この非難は一部分妥當する。これに対する、ソヴェート經濟學者の説明は、必ずしも、十分に納得的ではない。ただ、それが重課であり、國民生活の壓迫要因であるかどうかは、ただ單に、取引税率の高さを説くのみでは、論證充分とはいいがたく、取引税として徴収されたも

### III ソ同盟經濟における蓄積ファンドの循環

### IV 蓄積と消費

のをも含む、國家財政歳出の構成をも検討しなければならない。

ここでは、取引税に對するそのような理解を手がかりとしつつ、取引税の本質を究明し、ついで、ソ同盟における蓄積の仕方について、若干の理解を深めたいと思う<sup>2)</sup>。

## II. 蓄積ファンドとしての取引税の本質

取引税の本質について、ソヴェート同盟の經濟學者の説明<sup>3)</sup>は、つぎのとおりである。

### 1) 取引税は剩餘生産物の一部である。

ソヴェート社會においても、年々の生産物は、必要生産物と剩餘生産物とに分れる。ソヴェート同盟では、剩餘生産物は、企業利潤および取引税に分れる。企業利潤には、計畫利潤と計畫外利潤とがある。原價と企業利潤との和に取引税を加えたものが、卸賣原價を成し、小賣價格と卸賣原價との差は、流通費および商業機關の利潤となる<sup>4)</sup>。企業利潤の一部分は利潤控除として國家へ收納さ

2) ここで、この問題についてのわがくにの先行諸研究を私の目にふれたものだけでもあげておくのは、當然なすべき禮儀であろう。——副島種典「ソ連邦における價格の諸問題」『世界經濟』1951年7月；林靜也「ソ連邦經濟における蓄積の役割」『世界經濟』1951年7月；小林茂三「ソ連における資本蓄積の特質と問題」『世界經濟』1952年5月。私自身も1951年11月の國際經濟學會研究報告會において、この問題について、報告を行ったことがある。

3) たとえば、В. В. Лавров, Бюджет страны социализма. 1950 г., сс. 24—25; Н. Н. Ровинский, Государственный бюджет СССР. Часть II., 1950 г. (その獨譯 N. N. Rowinski, *Der Staatshaushalt der USSR*. Bd. II, Berlin 1953) における説明がそれである。

4) 物價と取引税との關係については、277頁以下でまとめて説明する。

1) Cf. Naum Jasny, *The Soviet Price System*. *American Economic Review*, Dec. 1950.; Marcin R. Wyczalkowsky, *The Soviet Price System and the Ruble Exchange Rate*, *International Monetary Fund Staff Papers*, No. 2, Sept., 1950.

れ、他の部分は、企業長基金をへて従業員に還流し、また、自己蓄積資金となる部分もある。

取引税は、1930年に制定された。その大要を、以下の説明に必要な限りにおいて要約すれば、つぎのとおりである<sup>5)</sup>。

**課税対象** 取引税は、國家企業、組合企業、社會化企業の商品引渡しに對して課税される。この場合の引渡しとは、商品が外部の第3者に引渡される場合に限る。サービスの提供や注文生産に對しては、取引税ではなくて、非商品税を課する。

**納税義務者** 納税義務者は、商品を引渡す企業ないし經濟機關である。

**課税方法** 取引税の課税は、1回限りである。(das Prinzip der Einmaligkeit der Umsatzbesteuerung) ただし、商品が加工されて、別の商品となった場合は、後者としてもう1回課税される。(その例をあげよう。——砂糖が砂糖として流通する限りは、1回課税されるだけであるが、砂糖が菓子となった場合には、そこでもう1回、菓子として課税される。また家具がただ鍵をつけられただけであれば、改めて課税されない。魚についていうと、魚が燻製になったり、鹽漬けにされたり、乾物にされたり、特殊の包装を施されたりする場合には、改めて課税されない。屑物の加工品の場合は、そのもとの商品が課税されていたら無税であるが、そうでない場合は、それとして課税される。以上は、ロヴィンスキーの書物により、課税の原則について、その具體例を説明したのであるが、こまかい問題は、これでは十分にわからないと思う。)

**税率** 取引税の税率は、いうまでもなく、%で示されるが、その示し方に、4種類ある。それは、つぎのとおりである。—— a) 小賣價格の何%として課税する場合。(生活資料、日用必需品はこれによる。) b) 取引税こみ卸賣價格の何%として課税する場合。(地方工業および協同組合工業の生産物は、これによる。) c) 小賣價格と取引税ぬき卸賣價格の差額を、取引税とする場合。(取引税は、つぎのような順序で計算される(小賣價格

—商業費用)—(取引税を除く卸賣價格)=取引税  
この方法は、國營工業の採算われを防ぐために、1949年1月1日以来採用の方法で、或る産業部門全體に對して課税する場合に適當である。現在、その適用範圍は、輕食品工業の各部門であるが、麵類、マーガリン、製鹽などの部門を除く<sup>6)</sup>。) d) 商品單位に對し、何ルーブルと課税する場合。(これは、量産商品、すなわち、穀物、石油などに對して適用されている。)

2) 取引税率の部門別・商品別差等は基本的には、剩餘生産物の國家への徵收のための特殊具體的な手續きを表現している。

ソヴェート産業全體についていえば、取引税の高さは、ソ同盟の労働生産性に正比例し、原價に逆比例している。ここでは、重工業・輕工業の部門別差異が捨象されねばならない。事實、取引税は、商品別・部門別に大きな差等がある。大體において、重工業部門には軽く、輕工業部門には重い。取引税の商品別差等を例解すれば、第1表のとおりである。シュワルツからとられた第1表は、

第1表 消費財に對する取引税率  
(小賣價格に對する比率)  
(1934年)

商 品 名	税 率 (%)
小麥及びライ麥	75—76
肉 類	63—69
バ タ - 卵	70—75
乳 製 品	50—62
砂 糖	84—87
植 物 油	70—75
チ - ズ	75—86
罐 詰	72—81
鹽	82.9
野 菜 類	30
編物製品・靴類	70—86
石 け ん	62.3
マ ッ チ	69.8
ア ル コ - ル	90
煙 草	80

資料 Harry Schwartz, *Russia's Soviet Economy*, New York 1950, p. 417.

5) 以下の敘述については、特にことわりない限り、N. N. Rowinski, a. a. O. SS. 33—63. による。

6) Hans Langer, *Das Preissystem der Sowjetunion*, Berlin 1953, S. 31.

消費財の個々について取引税率の差等を示している。これを、ほぼ同じ年次について、消費財以外の部門をも示し、各部門に対する取引税率の差等を示したものが、第2表である。

第2表 取引税率の部門別差等  
(小賣價格に対する比率)  
(1935年)

部 門 別	取 引 税 率
重工業製品	26.6%
軽工業製品	20.3%
農産物	82.8%
協同組合	15.5%
商業	48.0%

資料 Alexander M. Baykov, *The Development of the Soviet Economic System*, 1946, p. 373.

生産財部門と消費財部門との取引税の差等については、ソヴェート當局は、生産財部門において取引税として政府へとりあげらるべき剰餘生産物部分がそこではとりあげられず、消費財部門で製品となったとき、はじめて、兩部門の剰餘生産物が、とりまとめて、一舉に、消費財に対する取引税というみせかけのもとにとられるという<sup>7)</sup>。

ここで注意すべきことは、取引税は、各種部門間においては、差等がつけられるが、同一部門、同一商品に対しては、同一であるということである。これは、何を意味するか。——このことは、労働の生産性の企業別不均等が、単一の取引税率によって捨象されることを、したがってまた、各企業は、その労働の生産性の高さに應じて、その利潤の額が相違するということを、意味する<sup>8)</sup>。しかし、このことは、部門を異にし、商品種類を異にする商品には、あてはまらない。そこでは、取引税率が違い、しかも、その税率の違いは、必ずしも、生産性の高低とは関係がない。

3) 取引税は、利潤控除とならんで、蓄積資金の國家の手中への集中を意味し、これら2つは、計画的蓄積の手段である。

經濟學上、蓄積は、剰餘生産物<sup>9)</sup>中よりなされ

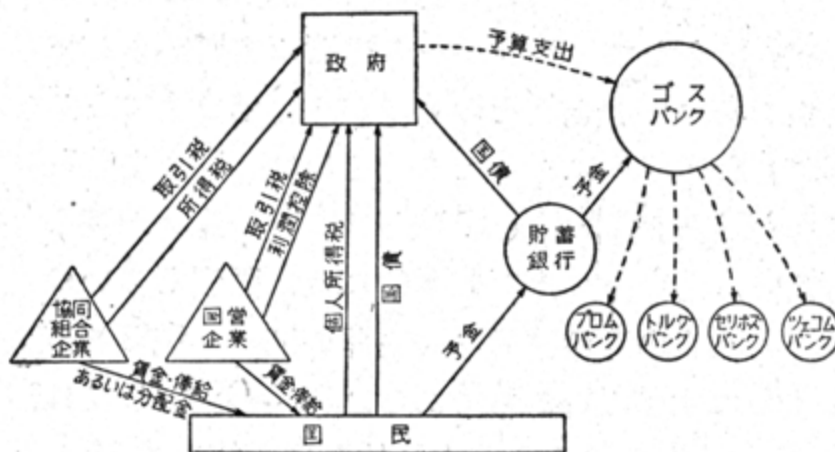
る。ソヴェートの計画的蓄積は、現實には、剰餘生産物の大部分を國家の掌中へ集中し、これを、1つの統一的計畫にしたがって、各部門、各企業へ配分することによっておこなわれる。取引税および利潤控除は、かかる、蓄積資金集中の手段であり形態である。國家財政の各 item についていえば、取引税および利潤控除として集められた剰餘生産物は、國民經濟費、しかも、そのうち、投資にあてられる部分として、蓄積にふりむけられる<sup>10)</sup>。

### III. ソ同盟経済における蓄積 ファンドの循環

いまソ同盟経済における蓄積ファンドの循環を、圖表化すればつぎのとおりである。(第1—2圖)

われわれは、まず、蓄積資金の國家への集中について説明し、ついで、その各部門、各企業への

第1圖 蓄積資金の集中経路



прибавочный продукт という言葉を暫定的に使用しておく。——スターリンは、その遺著『ソ同盟における社會主義の經濟的諸問題』(1952年)のなかで、この用語を社會主義社會については使用しないようにとっているからである。(И. В. Сталин, *Экономические проблемы социализма СССР*. 1952 г., стр. 18. 邦譯新時代社版, 23頁) だが、マルクスは、社會主義社會についてもこの用語の使用を許しているようである。(Cf. Karl Marx, *Das Capital*, Bd. I., S. 225. 邦譯長谷部文雄譯『資本論』第1卷, 384頁, 参照。)

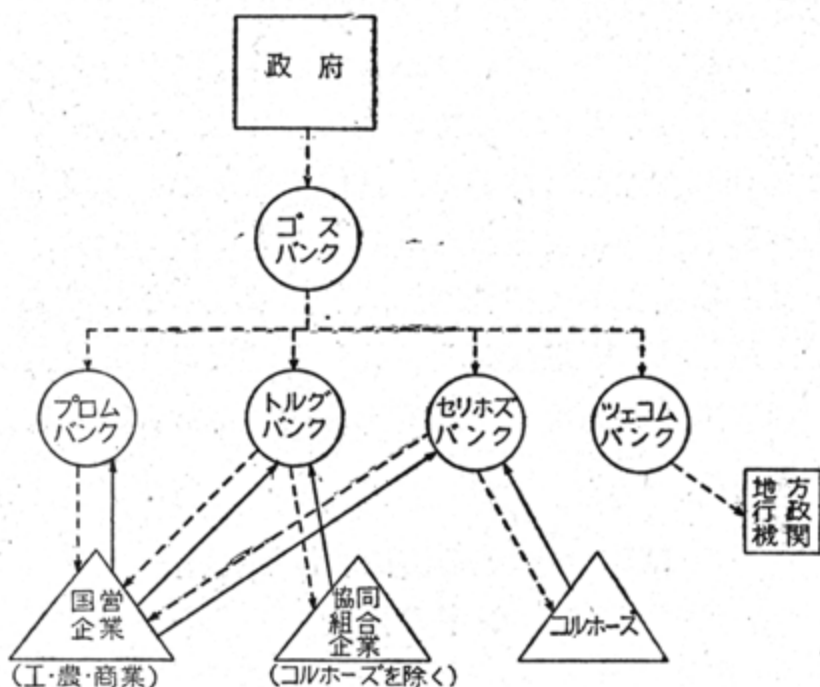
10) ソ同盟國家豫算歳出中、國民經濟費の占める割合は、1947年37%, 1948年40%, 1950年39%, 1951年41%, 1952年(豫算)38%であり、國民經濟費中資本建設の占める比重は、1947年37%, 1948年41%, 1949年52%, 1950年65%, 1951年55%, 1952年52%(全部豫算であって実績ではない。)である。(小林茂三「ソ連における資本蓄積の特質と問題」『世界經濟』1952年5月號, 37頁, 参照。)

7) В. В. Лавров, там же, сс. 24—25.; N. N. Rowinski, a. a. O. S. 35.

8) Hans Langer, a. a. O. S. 30.

9) 私はここで、「剰餘生産物」Mehrprodukt;

第2圖 蓄積資金の分配経路



分配について、必要な限りの説明を與えたい。

まず、蓄積資金の集中についてのべよう。

ソヴェート同盟の蓄積について、特徴的なことは、蓄積が、私的な生産者の、個々分散的な行爲としてなされていないことである。これは、社會主義經濟としてのソヴェート經濟の本質からして當然である<sup>11)</sup>。企業そのものが、自己資金による蓄積を行う場合についても、それは、資本主義社會における企業の自己蓄積とは、その意味が甚しく異なる。というのは、基本的には、國家あるいは政府と、企業とは、同一の主體の別々の機關を意味するにすぎないからである。(もっとも、農業は、別である。) そのような本質的問題を措いて問わないとすれば、各産業における蓄積が、どの程度國家資金によってなされ、またどの程度、各個企業の自己資金によってなされるかという、蓄積の2つの源泉の比重という問題は、たしかに、1つの問題となりうる。第3—4表によれば自己資金の比重は餘り大きくはなく、政府資金による集中的蓄積の方が、壓倒的である。商業部門については(第5表)、一見、以上の議論と逆の現象(自己資金比重の壓倒的なこと)が出ているが、これも、今日のソ同盟經濟ではなくて、社會主義確立以前

11) Cf. Maurice Dobb, *Political Economy and Capitalism*. London 1940 (revised edition), p. 270 ff. (邦譯 ドップ著 岡稔譯『政治經濟學と資本主義』岩波書店 1952年 259頁以降)

第3表 資本建設の資金源構成

年次	豫算支出		自己資金	
	實數(億ルーブル)	割合(%)	實數(億ルーブル)	割合(%)
1942	118	63.4	68	36.6
1944	230	79.3	60	20.7
1945	303	83.5	60	16.5
1946	374	84.6	68	15.4
1947	445	82.7	93	17.3
1948	572	86.4	90	13.6
1949	798	75.6	257	24.4
1950	1065	78.5	291	21.5
1951	980	74.2	340	25.8
1952	981	68.5	450	31.5

資料 (1) Alexander Baykov and G. Barker, *Financial Development in the U. S. S. R. Bulletins on Soviet Economic Development. Bulletins 3, Aug. 1950, pp. 12—13.*

(2) R. W. Davies, *Finance. Bulletins on Soviet Economic Development. Bulletins 7, Dec. 1952. p. 7.*

備考 1949年以後は計畫案、それより前は実績。

第4表 工業部門の基本建設投資 (1935—37年)

部門別	實數(億ルーブル)	割合(%)
國家豫算によるもの	570	73.8
部門内自己資金によるもの	185	24.0
その他 合計	772	100.0

資料 В. М. Батырев и В. К. Ситнин, *Организация и планирование финансов социалистической промышленности. 1940.*

第5表 商業部門の基本建設投資

部門別	實數(億ルーブル)	割合(%)
國家豫算によるもの	13	28.9
部門内自己資金によるもの	32	71.1
合計	45	100.0

資料 第4表に同じ。

の、しかも、工業部門ではない部門における現象であることを考えると、この比重は、必ずしも、kategorischな意味をもたない。

では、以上のような意味をもつ、蓄積のための國家資金は、いかにして調達されるか。——そのためには、われわれは國家財政歳入を瞥見しなけ

ればならない(第6—7表)。第6表および第7表について、看取されるように、國家財政歳入における、取引税の比重は決定的である。

第6表 ソヴェート同盟豫算の構成  
A 實 數

單位億ルーブル

年 次	取引税	利潤 控除	社會保 險料	住民税	國債	歳入 總額
1931—34	958	106	158	98	159	1681
1935—37	1938	178	225	110	156	2789
1938—40	2832	480	233	215	274	4637

B 割 合

年 次	取引税	利潤 控除	社會保 險料	住民税	國債	才入 總額
1931—34	57.0	6.3	9.4	5.8	9.5	100.0
1935—37	69.5	6.4	8.1	3.9	5.6	100.0
1938—40	61.1	10.4	5.0	4.6	5.9	100.0

資料 *Enzyklopädie der Union der Sozialistischen Sowjetrepubliken*. Verlag Kultur und Fortschritt, Berlin 1950, SS. 1109—1110.

問題の把握をより一層完全にするために、ここで、必要な限りでの、ソ同盟租税體系を概括しておこう。すなわち、つぎのとおりである<sup>12)</sup>。

A 社會化經濟よりの租税收入

I 取引税體系

- 1) 取引税
- 2) 非商品操作税
- 3) 映畫および興行企業税

II 利潤控除<sup>13)</sup>

III 協同組合(コルホーズ)に對する所得税

B 個人よりの租税收入

I 個人所得税

- 1) 労働者・事務員の個人所得税
- 2) それ以外の都市住民の個人所得税
- 3) 農業税(漁業税および漁業許可證發給手数料)

II 財産税

- 1) 建築物税
- 2) 個人農馬匹税

12) В. М. Батылев и В. К. Ситнин, Финансовая и кредитная система. 1945 г., стр. 38. N. N. Rowinski, *ibid.* による。

13) 利潤控除 отчисления от прибылей をここで、租税のなかにいれることは、嚴密には正しくない。

第7表 歳入總額中取引税の占める割合

年 次	A 歳入總額 (億ルーブル)	B 取引税額 (億ルーブル)	B/A (%)
1931	252	117	46.4
1932	380	196	51.6
1933	464	270	58.2
1934	584	376	64.4
1935	750	522	69.6
1936	944	658	69.7
1937	1093	759	69.4
1938	1275	804	63.1
1939	1560	969	62.1
1940	1802	1059	58.8
1941	1914	932	48.7
1942	1650	664	40.2
1943	2100	711	33.9
1944	2687	949	35.3
1945	3020	1231	40.8
1946	3277	1900	58.0
1947	3862	2547	66.0
1948	4105	2475	60.3
1949	4370	2622	60.0
1950	4221	2361	55.9
1951	4587	2447	53.3
1952	4977	2607	51.1
1953	5443	2404	44.2

資料 (1) 1950年までの分については、Mikhail V. Condoide, *The Soviet Financial System*, 1951, pp. 84—85.

(2) 1951—53年度については、各年度の豫算法による。

III その他

- 1) 無兒市民税
- 2) 地代(都市地稅)
- 3) 使用料および手数料

以上の税收入のうち、決定的なものは、取引税および利潤控除である。取引税の占める割合は平均して50—60%、利潤控除の占める割合は平均して、10—15%、兩者合せて國家財政歳入の60—75%を占める。

個人所得税は、蓄積資金の政府流入源としては、ほとんどいうに足りない。コンドイドも、この點をつぎのように述べている。——「個人所得税は30年代初期以來存在しているが、歳入源としてはその意味は比較的小さい<sup>14)</sup>。」個人所得税が歳入

全體に占める地位は 7—9%であり、また、個人に對する税負擔からいっても、大したことはない<sup>15)</sup>。個人に對する税負擔に準すべきものとしては、國債がある。國債の歳入中に占める割合は、戦時中で 8—12%、戦後は 3—7% で、國債収入も、歳入源としては、大したものではない<sup>16)</sup>。

では、取引税は、どのような部門別の割合で、徴収されているか(第8表)。取引税の部門別徴収額を示す第8表と、投資の部門別配分を示す第9表とをかさね合してみると、ソ同盟の蓄積ファンドが、取引税をテコとして、國家の介入によって計画的に配分・再配分されており、各部門におけるそれぞれの蓄積ファンドとそれぞれの部門の現實の蓄積との間に一義的な關係が存在しないことがわかる。

つぎに、蓄積ファンドの配分について述べよう。蓄積ファンドの配分において、決定的な役割を果

第8表 産業部門別取引税額(1937年)

	金額 (億ルーブル)	%
農産品	241	31.4
食料品	204	26.5
輕工業	114	14.8
アルコール	62	8.1
[I]以上小計	621	80.8
國營商業	26	3.4
協同組合商業	17	2.2
[II]以上小計	43	5.6
[III]重工業	86	11.5
[IV]その他	16	2.1
合計	768	100.0

資料 Mikhail V. Condoide, *The Soviet Financial System*, 1951, p. 99.

第9表 第I—III次5ヵ年計畫における投資の部門別配分

	復興期 (1923/4—27/8年)	第1次5ヵ年計畫 (1929—32年)	第2次5ヵ年計畫 (1933—37年)	第3次5ヵ年計畫(案) (1938—42年)	第3次5ヵ年計畫実績 (1938—1941年上半期)
工業	49 (44.2)	248 (47.2)	586 (47.8)	1,119 (58.3)	640 (49.2)
Aグループ	36 (32.4)	213 (40.6)	498 (39.7)	939 (48.9)	550 (42.3)
Bグループ	13 (11.8)	35 (6.6)	88 (8.1)	180 (9.4)	90 (6.9)
農業	7 (6.3)	108 (20.6)	113 (12.2)	110 (5.7)	660 (50.8)
運輸	27 (24.3)	98 (18.7)	206 (18.5)	373 (19.4)	
通信	1 (0.9)	5.6 (1.1)	12 (0.9)	318 (16.6)	
商業その他	16 (24.3)	65.4 (12.4)	209 (18.2)		
計	111 (100.0)	525 (100.0)	1,147 (100.0)	1,920 (100.0)	1,300 (100.0)

資料 「ソヴェート經濟の現段階」本誌 1954年7月號, 205頁(岡稔氏執筆箇所)

すものは、ソ同盟の銀行體系である。ソ同盟において、蓄積資金は、すべて、國立銀行の、つぎのような體系を通じて、配分される<sup>17)</sup>。

(1) ゴスパンク(國立銀行)——中央銀行・短期信用銀行

(2) プロムバンク(工業銀行)——投資銀行  
 (3) セリホズバンク(農業銀行)——投資銀行  
 (4) トルグバンク(商業銀行)——投資銀行  
 (5) ツェコムバンク(公共事業・住宅建設銀行)——投資銀行  
 (6) スペルカッサ(貯蓄銀行)——貯蓄銀行

14) Mikhail v. Condoide, *The Soviet Financial System*, 1951, p. 106.

15) 免税點は労働者事務員に對しては、月收 260 ルーブル、その他に對しては、月收 50 ルーブルである。

16) Mikhail V. Condoide, *ibid.*, pp. 84—85. および各年度豫算法による。

17) 以下の諸銀行のロシア語原名についてはバイコフ著、野々村・岡共譯『ソヴェート同盟の經濟制度』(1954年 東洋經濟新報社)の「凡例」を参照されたい。

これは、ソ同盟銀行制度とその運用についての詳論の場所ではない。ここでは、ただ、問題の解明に必要な限りでの、ソ同盟各銀行の各々の機能についてのべる。

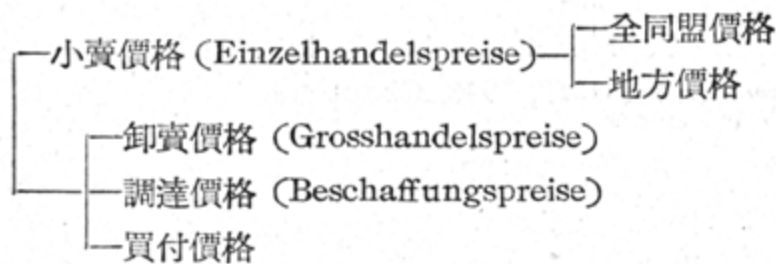
ゴスパンクは、直接蓄積に關係のない短期信用を各企業に供與するほかは、國家資金を、トルグバンク以下の投資銀行へ融資する仲介をなす。投

資銀行は、前掲のように、4行あり、そのうち、プロムバンクは、工業、交通運輸、および電気産業に融資し、セリホズバンクは、農業、すなわち、ソフォーズ、エム・テー・エスおよびコルホーズに融資し、トルグバンクは、國營商業および全協同組合（但しコルホーズを除く）に融資し、ツェコムバンクは、公營事業および住宅建設に融資する。これらの4行の融資は、すべて、基本建設すなわち各部門の蓄積のための長期資金の供給であり、ソ同盟銀行に特徴的なことは、これらの銀行から國營企業に融資された金額は、固有の意味における融資ではなく、返済を必要としないということである。また、これらの銀行の融資源は、國家豫算支出と、各擔當部門の自己資金の預金であり、そのうち、政府の取引税収入が壓倒的部分を占めることは、すでにのべた。

IV. 蓄積と消費

ソ同盟において、蓄積は國民の消費を甚しく阻碍していないであろうか。——この問題はその廣がりも大きく、また、種々の方面から考察される。ただここでは、上來のような問題意識のもとに、間接消費稅的作用をはたし、國民生活を壓迫しているかどうかについて、價格形成問題から近づいてみよう。そのためには、物價と取引税との關係を明らかにしなければならない。

價格には、つぎのような種類がある<sup>18)</sup>。



小賣價格は農産品・工産品の兩者について存在する。そのうち、全同盟價格は、食料および大量商品（すなわち、纖維、煙草製品、化粧品、茶、燃料、火酒など）について、制定され、地方價格は、穀物、動植物油、肉類加工品、マーガリンなどについて制定される。

18) N. N. Rowinski, a. a. O. SS. 36—38. ( ) の中のドイツ語は著者による。(買付價格についてはここではのべていない。)

國營企業の製品については卸賣價格が制定される。また、調達價格と買付價格とは、協同組合製品を國家が買収する場合の價格で、調達價格とは、義務納入の際の價格であり、買付價格とは、協同組合が國營機關との契約によって賣渡す場合の價格である。(本誌 前號 217 頁、参照。)

ソ同盟においては、原則として、價格は國定される。すなわち、それは、計畫價格である<sup>19)</sup>。價格をきめるのは、原則として、ソ同盟内閣ないしその委託を受けたソ同盟商業省である。地方商品の若干については、同盟共和國又は自治共和國の内閣、地區ソヴェート執行委員會が決定し、重要度低いものについては、地方商業機關が決定する場合もある。

これらの價格の特徴は、重工業部門の製品には、無税または軽い税が價格のなかに見込まれるだけであるのに対して、輕工業部門および農業部門の製品に対しては、高率の取引税が見込まれることである。

第3圖 國營工業で生産される商品に対する小賣價格の構造

原料・主要材料 補助材料 燃料 流水 賃金	直接 全賃	工場 原価	商業 原価	企業の 卸売 價格	卸売 價格	小売 價格
その部門全体の費用 その企業の費用	間接 全賃					
販売費用						
企業の利潤						
販売機關の流通費用 販売機關の利潤				販売機關 のための Rabatt		
取引税						
商業機關の流通費用 商業機關の利潤					商業 費用	

資料 M. Lifiz, G. Rubinstein, B. Gogol, A. Kulikow, W. Moskwini: *Die Oekonomik des Sowjet-handels*. Berlin, 1953. S. 544.

19) ソ同盟の價格が計畫化されたのは、1930—35年以後である。それまでは、最高價格および最高商業費用を政府が決定していた。1930年に、全小賣商業取引の  $\frac{3}{4}$  が國營および協同組合企業に集中した。この事實と、1930年の稅制改革(1929年12月5日、黨中央委員會決定、1930年9月2日實施)および同年の銀行制度改革とにもとづき、1930—35年に、價格は計畫化された。

いま、消費者価格（小賣價格）の構成（第3圖）を工業製品と農業製品とにわけて、簡單化して示せば、つぎのとおりである。

- (1) 工業製品 卸賣價格（商業原價+利潤+取引税）+商業費用+商業機關の利潤=小賣價格
- (2) 農業製品
- a. 調達價格+[國家の差額收益]=小賣價格（國定價格）
  - b. 買付價格+[國家の差額收益]=小賣價格（國定價格）
  - c. コルホーズ原價+農業税+農民の収益=小賣價格（コルホーズ市場價格）

以上のような價格構成のなかで、取引税は、いかなる比重を占めるか。取引税は、さきにのべたように、その課税方法が部門により、商品種類により、4つの異なった方法にわかれているが、資料の如何によっては、それらの相違にもかかわらず、ソ同盟小賣價格に對する取引税の比重を統一的に示すことは、必ずしも困難ではなからう。その點は、しばらくおき、少くとも取引税が、消費財の小賣價格に對しては、かなりの高率になることは、間違いないところである。したがって、それがかなり重い間接大衆消費税であるという説明も、必ずしも無理のない理解である。ただ、それをいうためには、少くとも、以上にのべたような、蓄積と取引税との關係についての一連の知識と、ソ同盟の蓄積そのものが、長期のトレンドにおいて、ソヴェート國民の生活水準の向上に資し

つつあることとに注目しなければならない。そして、その點を意識しつつ、物價と取引税の關係についての、いますこしたちいった、したがってまた實證的な調査研究がなされることは、必要である。<sup>20)</sup>

ただ、ソ同盟における蓄積が、したがってまた、取引税が、ソ同盟の物價や國民生活に對して與える影響は、以上の考察のほか、國民所得の消費と蓄積とへの配分の問題としても、考察されなければならない<sup>21)</sup>。この點は將來の研究課題である。ここではただ、Iにおいてのべたような問題意識のもとに、ソ同盟經濟における蓄積問題についての序論的説明を行ったにすぎない。全問題の解明は今後の課題である。

(1954・8・17)

20) 筆者は別の機會に、ソ同盟税制について書いた（『財政』1954年4月號）が、この際にも、この點については充分な説明を與えることができなかった。ドップについていうと、ソ同盟については、「間接税と直接税の區別は甚だしい加減のものである」と述べて、取引税を大衆課税的な間接税とみる見方を回避している（ドップ「ソ連財政組織論」『大藏省調査月報』33の11, 12號192頁）が、これだけでは、Iにあげたような反ソヴェートの乃至非ソヴェートの見解を満足させるわけにも行くまい。最近東獨經由で物價問題、乃至金融財政問題についての多くの文獻がはいったので、それらを消化した上で、この問題を最終的に解決したい。この小論は、そのような作業の予備段階として、筆者の従來の研究成果を、とりあえず、要約したものである。

21) Cf. Maurice Dobb, *Soviet Economic Development Since 1917*, 1946, Chapt. 14